

令和2（2020）年 9月吉日

関係各位

全国ハンセン病療養所入所者協議会  
ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会  
国立療養所菊池恵楓園入所者自治会

## 要 請 書

### 1 要請の趣旨

菊池事件について再審請求を行うにあたり、再審請求人に加わっていただきますようお願いいたします。

### 2 要請の理由

- (1) ご存じのとおり、菊池事件では、犯人とされたFさんに対する取調べが警察官に拳銃で撃たれた後治療もろくに受けさせてもらえない中で行われていること、犯行に用いたとされる凶器が突然変更され、さらに変更後の凶器とされる短刀からは血痕が検出されていないこと、犯人性が問題となっている殺人事件であるにもかかわらず実質的には3回の審理しか行われなまま死刑判決が下されていること等、捜査から第一審の判決に至る刑事手続きの全過程において、ハンセン病に対する偏見や差別としか考えられないような不当な扱いがされ、上訴審でも是正されないまま判決が確定しました。その後、三度にわたり再審請求がされましたが、いずれも門前払いをされ、昭和37年9月14日にFさんに対する死刑が執行されています。
- (2) 私たちは、菊池事件の再審無くしてハンセン病に対する偏見差別の解消はあり得ないと考えていますが、再審請求権者であるFさんのご遺族が再審請求をすることは、ハンセン病に対する偏見差別が跋扈する現状では実質的に不可能といえるほど困難です。そこで、私たちは平成24年11月7日に検事総長に対し検察官が自ら再審請求するよう要請しましたが、検察庁は平成29年3月31日に再審請求を行わない旨を明らかにしました。その後、私たちの代表者6名が原告となり、検察官が菊池事件について再審請求をしないのは検察官の職務上の注意義務に違反するとして提起したのが菊池事件違憲国賠訴訟です。本年2月26日に言い渡されたこの訴訟の判決では、請求自体は棄却されたものの、菊池事件の審理を裁判所ではなく菊池恵楓園内で行ったことについて憲法14条1項や憲法13条に違反していたことが明確に認められ、さらに憲法37条1項及び82条1項にも違反する疑いがあることも指摘されました。この判決を受けて、私たちは本年7月1日付で再度検事総長に対し再審請求を行うよう要請し、同年8月末までに回答するよう求めましたが、検察庁は、この期限まで

に再審請求をするとの回答をしませんでした。

- (3) 裁判所が明確に憲法違反を認めるほど偏見と差別に満ちた裁判を放置することは、ハンセン病に対する偏見や差別を国が是認しているとすら言えます。このような状況を是正するための唯一の方法である再審の請求をFさんの遺族が行えず、公益の代表者である検察官も行わないとなると、菊池事件での憲法違反は是正されることがないことになってしまいます。

そこで、私たちは、やむを得ず、国民という立場から、裁判所に対し、菊池事件の再審を行うよう求めていくこととしました。

この再審請求は、刑事訴訟法上で明文の規定がない「国民」という立場で行うものであり、請願権（憲法16条）としての要素が強いものです。そのため、これを裁判所に認めさせるためには、できる限り多くの方に請求人として名を連ねていただき、この請求が国民全体の意思であるということを示す必要があります。

- (4) そこで、この再審請求に同意し再審請求人となっていただけの方を募集するにあたり皆様のお力添えを賜りたく、本要請に及んだ次第です。何卒よろしく願いいたします。